

国立大学法人東京外国語大学内部通報 に関する細則

〔平成26年 3月27日〕
規 則 第 3 5 号

改正 令和 3年 1月26日規則第4号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス基本規則（以下「基本規則」という。）第12条の規定に基づき設置する内部通報に関し必要な事項を定め、もって基本規則に定めるコンプライアンス事案への適切な対応を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における「内部通報・相談」とは、本学に所属する役職員等が行う法令違反行為等に関する通報をいう。内部通報・相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を利用できる者は、本学役職員等とする。

2 この細則において使用する言語は、基本規則において使用する用語の例による。

(通報・相談窓口の運営体制)

第3条 通報・相談窓口の連絡先及び通報手段については、本学に所属する役員及び教職員を構成員とする役職員等並びに学生その他の構成員に対し、適切な方法で周知するものとする。

2 通報・相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

3 通報・相談窓口に、通報・相談受付管理者（以下「管理者」という。）を置き、総務企画課長及び総務企画課課長補佐をもって充てる。

4 統括管理責任者は、通報・窓口の運営に関し、統括管理責任者、内部監査室長及び統括管理責任者が指名する者による内部通報委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(通報の受理等)

第4条 通報・相談窓口への通報は、原則として、自らの氏名及び連絡先等を明らかにした上で、書面又は電子メールにより行うものとする。

2 通報は、不正の利益を得ること、誹謗中傷等他人に損害を加えること等の不正の目的をもって行ってはならず、合理的な根拠に基づき違反行為等が強く疑われる場合に限り、行うことができる。

3 管理者は、内部通報を受けたときは、統括管理責任者、監事及び学長へ報告するものとする。

4 学長は前項の報告を受けた時には、委員会や必要に応じ専門機関等との協議の上、その受理又は不受理を決定する。

5 統括管理責任者は、前項によりその結果を通報者に通知するものとする。

6 統括管理責任者は、第4項により内部通報の受理を決定した場合は、次のいずれかの対応を取ることとする。なお、通報の処理に当たる者は、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。

- (1) 当該通報内容の関係学部等・関係委員会等へ調査を指示すること
- (2) 当該通報内容を調査するための調査委員会を設置すること
- (3) 外部の弁護士等の専門家に調査を委託すること

7 教職員は内部通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

8 管理者は、通報の受理に際し、通報者に対しその氏名等の情報について調査関係者以外に漏れないよう細心の注意を払う旨明示するものとする。

9 管理者は、通報に関する記録を適切に管理並びに保管しなければならない。

(秘密保持義務)

第5条 通報の処理に関与する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学長への報告)

第6条 統括管理責任者は、第4条第6項に規定する調査結果を学長に報告するものとする。

2 統括管理責任者は、次条第1項に規定する学長が行う措置について意見を述べることができる。

(学長が行う措置)

第7条 学長は、前条第1項に規定する統括管理責任者からの報告を受けたときは、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置を取るとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

2 学長は、役職員等の違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、本学規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講ずるものとする。

(内部通報事案への対応に当たっての適切な配慮)

第8条 統括管理責任者及び推進責任者等は、内部通報事案への対応にあたり、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

(1) 通報者、当該内部通報事案に係る調査に協力した者または調査担当者に対し、調査しないし調査への協力自体を理由にいかなる不利益も課してはならず、また、一切の報復行為を行ってはならない。通報者や前記関係者が不利益や報復を受けたときには、それら行為を行った者に対して、就業規則に定める懲戒あるいは同等の処分を科すことができる。

(2) 当該内部通報事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。通報に係る事実がないことが判明した場合において、被通報者の名誉が害されたと認められるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉の回復に努めるものとする。

(3) 当該内部通報事案に係る調査の客観性及び公益性を確保すること。

(通知等)

第9条 統括責任者は、通報者に対して調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ遅滞なく通知しなければならない。

(説明責任の履行)

第10条 内部通報事案については、法令等に基づいて関係諸機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的な影響を踏まえ、必要に応じて適切な方法により公表するもの

とする。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年2月1日から施行する。